



NEWS
人事
町内関係機関
人事異動

●北海道警察
■転出 9月30日付け
▽岩見沢警察署(月形駐在所)
■榎本駿
■転入 10月1日付け
▽月形駐在所(岩見沢警察署)
■平野喬亮
●月形町 11月1日付け
■月形町
▽住民課長事務取扱(住民課長) 藤原栄一
■町立病院
10月1日付け
▽医事係主任主事(新採用)

NEWS
公表
人事行政の運営
などの状況について

君野翔

月形町公平委員会より月形町人事行政の運営などの状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり令和5年度の業務の状況について報告があります。したので、お知らせします。

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況 措置要求なし
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況 不服申し立てなし

問合せ先 総務課総務係 ☎ IP 53・2321

NEWS
くらし
個人事業税の納
期限(第2期)

12月2日(月)は、個人事業税第2期の納期限です。

納税通知書は、8月に第1期分と併せて送付していますので、お確かめの上、次の方法により納期限までに納めてください。

- ・キャッシュレス納税
- ・金融機関
- ・郵便局

NEWS
くらし
献血にご協力を
お願いします

・空知総合振興局納税課窓口
・コンビニエンスストア(1枚の金額が30万円以上のものを除く)

第2期の納税通知書がお手元にならない場合は、左記まで問合せください。

問合せ先 空知総合振興局納税課 ☎ 20・0055

献血車が次の日程で来町します。

献血された方には各種血液検査の結果が届き、献血すること健康状態の確認をすることが出来ます。



また、献血Web会員サービスに登録すると事前予約ができ、待ち時間なく行うことができますので、QRコードからご登録ください。

献血日 12月2日(月)

場所・時間

- 月形刑務所 午前10時～午前11時
- 月形町役場 午後0時30分～午後4時00分

問合せ先 保健福祉課保健係 ☎ IP 53・3155

「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

11月13日(水)から19日(火)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫やパートナーからの暴力、ストーカーなど女性の人権に関する悩み事や心配事について、法務局職員が解決に向け、相談時間を延長して対応します。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【専用相談電話】 0570・070・810
(通話料は自己負担)

【相談受付時間】
11月13日(水)～15日(金)・18日(月)・19日(火)
午前8時30分～午後7時
11月16日(土)・17日(日) 午前10時～午後5時

問合せ先 札幌法務局人権擁護部 ☎ 011・709・2311

12月2日は
納期限です
固定資産税 第4期
国民健康保険税 第5期
後期高齢者医療保険料
介護保険料

～2024年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	9月30日	12月2日		
町・道民税	7月1日	9月2日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
介護保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日



▲結城キクさん（101歳）



▲野上八郎さん（100歳）

NEWS 贈呈 月形町男女最高 齢者へ敬老祝品 を贈呈

9月17日に町内男性最高齢で100歳の野上八郎さん、9月30日に町内女性最高齢で101歳の結城キクさんに敬愛と感謝の意を表し、町から慶祝状と祝品を贈呈しました。また、野上さんには、100歳のお祝いとして内閣総理大臣からお祝い状と銀杯が贈呈されました。

「里親」とはさまざまな事情で親と離れて暮らすこどもたちを家庭に受け入れ、愛情と正しい理解を持って養育する人のことをいいます。温か

NEWS その他 ご存じですか 里親月間



▲左から青木勇介工事主任、近藤里史専務執行役員

NEWS 感謝状 地域貢献活動に 株式会社砂子組

9月12日、株式会社砂子組（砂子邦弘代表取締役）の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。株式会社砂子組は、つきがた花火大会臨時駐車場の草刈りを行い、環境美化に多大な貢献をされました。

NEWS 催し 令和7年月形町 二十歳を祝う会

次のとおり二十歳を祝う会を開催します。町外にお住まいの方でも、希望される方は出席できますので、左記まで問合せください。

日時 令和7年1月11日(土)

午後2時～

場所 交流センター

対象者 平成16年4月2日～

平成17年4月1日生まれの方

方

問合せ先 教育委員会社会教

育係 ☎ IP53・3443

問合せ先 岩見沢児童相談所
☎ 22・1119

い家庭での生活はこどもが健全に成長するための大きな支えとなります。里親には養子縁組を前提とする養子縁組里親と、期間を定めてこどもを養育する養育里親があります。里親になるためには養育環境など一定の要件を満たしていることと登録申請・研修受講が必要です。こどもたちのためにご協力をお願いします。詳しくはWebで確認または電話で問合せください。

労働安全衛生総合研究所 からのお知らせ

国内での化学物質規制が 大きく見直しとなりました

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有毒性を持つ物質が多くあるため、労働者が安全に働けるように化学物質規制があります。

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなっています。詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

問合せ先 化学物質管理無料相談窓口 ☎ 050・5577・4862

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目		受験資格	受付期限
第3回一般曹候補生		18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方）	11月28日
第5回自衛官候補生			12月5日
陸上自衛隊 高等工科 学校生徒	推薦	男子で中卒（見込含）17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方	11月29日
	一般	男子で中卒（見込含）17歳未満の方	令和7年 1月16日

地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!



花のある暮らし

LESSON⑪

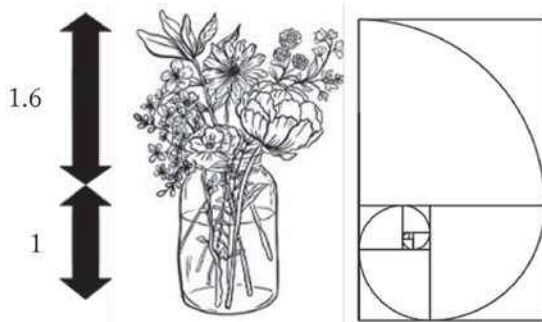
こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

今回は前回の続き「お花を飾る際に意識すると良いバランス②」です！前回は美しさの比率についてご紹介しました。「黄金比は 1:1.618、フィボナッチ数列は 1.2.3.5.8.13.21.34」でした。それでは、この美の比率をお花の飾り方に落とし込んでみましょう。

たとえば、全体の縦横比。そして器と花の割合。これに色合いの比率も 1:1.6 (分かりづらいので 1.5 でも OK) にすると全体的に調和の取れた美しい仕上がりになります。

これを意識して繰り返し飾るうちに、自然と心地よいバランスに仕上がるようになります。(時間はかかりますが…)

最初は手尺などで簡単に測りながら実践されると感覚がつかみやすくなります。ぜひお試しください。



地域おこし協力隊の石原隊員が開発した商品を道の駅で販売しています

9月1日にオープンした道の駅「275 つきがた」に地域おこし協力隊（花の賑わい担当）の石原絢子隊員が開発した新商品として、花を蒸留して作成した「月形薫香（くんこう）（アロマミストスプレー）」と花とキャンドルを合わせた「月形花蠟燭（ろうそく）」を販売しています。

「月形薫香」は、石原隊員のオリジナルブレンドを含め計4種類を開発しており、季節毎に変わる香りの商品を販売する予定です。開封後は、2～3カ月香りを楽しめ、未開封ですと2～3年保管できます。継ぎ足しは行わないため、その季節の香りの薫香は無くなり次第、販売終了となります。

「月形花蠟燭」は、月形町の花をキャンドルの中に閉じ込めたもので、一つ一つ手作りの商品です。いずれの商品も数量に限りがあり、月形町の道の駅でしか手に入らない貴重な商品となっています。月形町のお土産にぜひいかがでしょうか。



(独) 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2866

建退共

検索



建退共

建設業退職金共済制度

6つの
特長

- 国の制度で安全確実
- 掛金が一部免除
- 転職時は企業間を通算して計算
- 経営事項審査で加点
- 掛金は損金扱い
- 電子申請方式で手続き簡単





**令和6年9月能登
半島大雨災害義援
金にご協力を**

令和6年9月に能登地方で発生した大雨災害により被災された方々を支援するため、日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區では義援金の受け付けを行っています。

災害により被災された方々へのお見舞いと被災地の早期復旧をお祈りするとともに、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

なお、お寄せいただいた義援金は道支部を経由し、被災地に送金されます。

受付期間 令和7年3月31日(月)まで

受付場所 役場住民課窓口、町立病院窓口および月形温泉ゆりかご窓口

問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區事務局（保健福祉課地域福祉係）

☎ 53・3155



**技能講習を実施
します**

●アーク溶接などの業務特別教育

日時 12月6日(金)～8日(日)

3日間 午前9時～午後6時15分

定員 13名

受講料 28000円(消費税・テキスト代込)

締切日 11月26日(火)

●ウッド・パソコン中級講座

日時 11月26日(火)・12月3日(火)・11日(水)・16日(月)

4日間 午後1時30分～午後3時30分

定員 10名

受講料 5000円(消費税・テキスト代込)

締切日 11月19日(火)

●パソコン講座「年賀状」

日時 11月13日(水)・11月15日(金)

2日間 午後1時30分～午後4時30分

定員 10名

受講料 3000円(消費税・テキスト代込)

締切日 11月6日(水)

問合せ先 美唄地域生活セン

ター ☎ 63・4218

年末調整手続の電子化による年末調整事務の簡便化

◆年末調整手続きの電子化って何？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）に取り込みすることで、各種控除申告書をデータ作成しメールなどで勤務先に提出することができるようになりました。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

◆電子化のメリットとは？

（勤務先のメリット）

- ①保険料控除などの控除額の検算が不要
- ②控除証明書などのチェック事務が削減
（従業員が控除証明書などデータを利用した場合）
- ③従業員からの問い合わせが減少
- ④年末調整関係書類の保管コストが削減

（従業員のメリット）

- ①控除額などの記入・手計算が不要
- ②控除証明書などデータを紛失しても再交付依頼が不要
- ③勤務先からの問い合わせが減少

◆国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では控除証明書の電子データの取り込みから控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

（注）現在お使いの給与計算ソフトなどへの取込機能については、お使いのソフト開発業者へご確認ください。

◆マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社などから取得する控除証明書などデータについては、保険会社などのウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

問合せ先 岩見沢税務署 ☎ 22・0810



「バス運転体験・就職相談会inそらち」の開催について

空知管内のバス路線において、運転手不足などの課題があることから、空知総合振興局では、地域交通の維持・確保に向けた取組として、「バス運転体験・就職相談会inそらち」を次のとおり開催します。

日時 11月17日(日)午後1時30分～午後3時30分

会場 砂川自動車学校(砂川市東5条北8丁目1-1)

参加対象者 バスの運転業務に興味がある方

参加費 無料

定員 20名

申込方法 次のQRコードよりお申し込みください



申込締切 11月15日(金)

問合せ先 空知総合振興局地域創生部地域政策課 ☎20・0035



農地転用の許可・農業振興地域整備計画変更について

農地の転用とは、農地(田・畑)に住宅や倉庫などを建てたり、農地を資材置場など別の目的のために使用することを行います。

また、農業の振興を図るため、優良農地として守る必要がある農地を、「農業振興地域内の農用地」と指定しています。

農地に住宅や倉庫などを建てる場合は「農地転用の許可」と「農業振興地域整備計画変更(農振除外・用途区分の変更)」が必要となり、この手続きには、建設の許可までに最大6カ月かかる場合があります。

住宅や納屋、倉庫などを建設する予定がある場合には、事前に必ず農業委員会または、農林建設課農村整備係へ問合せください。

問合せ先 農地転用 農業委員会事務局 ☎53・2324、農業振興地域整備計画変更 農林建設課農村整備係 ☎53・2322



ALT(外国語指導助手)

活動レポート Vol.15



Hello Tsukigata!

冬が来る前に、皆さんが本当に素晴らしい秋を過ごしているといいのですが。私は今年本当に楽しい時間を過ごしています。9月に友達とエスコンフィールドで野球の試合を見に行きました。私たちはホームプレートの近くに座っていて、友達はファウルボールを捕るつもりだと冗談を言い続けました。突然、ファウルボールが私たちの方に飛んできましたが、友達は怖がって身をかがめたので、別の友達がボールをキャッチしました。私たちは彼女がボールを捕ったとは信じられませんでした。ファイターズも試合に勝ったので、とても興奮した1日でした。私は翌週、ボールを小学校に持って行き、5年生と6年生に見せましたが、彼らはそれを見てとても楽しんでいました。

6年生の英語の授業では、世界のさまざまな国について学んでいます。子どもたちは行きたい国を選び、その国で食べたいものや見たいものを調べます。子どもたちがどこに旅行したのかを知るの面白いので、この授業を教えるのが楽しいです。アメリカ、イタリア、フランスなど、とても人気のある国はたくさんありますが、子どもたちがどの国を選ぶかには本当に

驚かされることがあります。今年は、トルコやフィリピンなどの国に興味を持っている子どもたちもいました。とても人気のある国でも、子どもたちはそれぞれ違う理由でそこに旅行したいので、みんなで世界について学ぶのはとても楽しいと思います。皆さんは、もしどこの国にでも旅行できるとしたら、どこに行きたいですか?旅行について言えば、来週から2週間カナダに行きます。カナダに行くのは1年以上ぶりなので、とても楽しみです。日本にいとカナダの何が恋しいかとよく聞かれます。もちろん友達や家族に会えなくて寂しいですが、それ以外では、ここでは食べられない食べ物が恋しいです。カナダにいるときは、お気に入りのハンバーガーレストランに行き、お気に入りのアイスクリームを食べるのがとても楽しみです。いとこが結婚するので、カナダにいるときは家族にもたくさん会えるでしょう。とても楽しみです!これから冬がやってきますから、皆さん、暖かくしてお過ごしください!

Until next time!

※この記事は9月に執筆したものです。

月形町地域公共交通だより

第2号



新たな公共交通に向けて～中央バス月形線代替バスの運行について～

中央バス月形線が令和7年3月31日で廃止となり、岩見沢市と月形町を結ぶ新たな公共交通手段として、令和7年4月1日から有限会社アオヤナギ観光バスによる「岩見沢月形線」の運行が始まります。

本路線について、次のとおり概要がまとまりましたので、お知らせします。詳細については、令和7年2月号でお知らせする予定です。

◆運行経路、運行事業者など

月形駅前から岩見沢ターミナルまでの区間で、月形線と変わらず継続した路線バスが運行します。

運行路線名	岩見沢月形線
運行事業者	有限会社アオヤナギ観光バス
運行開始日	令和7年4月1日
運行便数	平日 1日6往復(12便) 土日祝 1日3往復(6便)
使用車両	中型バス「日野レインボー」 マイクロバス「三菱ふそうローザ」

◆バス車両

- ・利用の多い時間帯は中型バス、利用の少ない時間帯はマイクロバスを運行します。
- ・車両デザインは、ツキガタアートヴィレッジの久保村長と月形高校美術部のみなさんでアイデアを考えています。

◆定期券販売場所

有限会社アオヤナギ観光バス窓口、岩見沢ターミナル窓口

◆バスの位置情報を確認

地図アプリを導入しますので、運行車両の位置情報や運行状況をスマートフォンなどで確認できます。



持続可能な運行に向けて

- ・ご意見をお伺いします

地域公共交通に関して、ご意見がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。また、住民が集まる機会などで役場からの説明を希望する場合も、同じく下記問合せ先までご連絡ください。

- ・公共交通を利用しましょう

全国的に路線バスは、通院や通学の足として重要ですが、事業者にとっては、物価上昇や運転手不足などで厳しい運営状況となっています。地域のバス路線を維持するためにも、自家用車を保有している方も時には路線バスを利用してお出かけするなど「町民の皆さんでバス路線を利用し、育て、守っていくこと」が必要です。

皆さんも地域の足を守るため、交通を意識した行動の1つとして、路線バスに乗って、お出かけしましょう。

問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ ☎ 53・2325 Eメール:chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

所得税および復興特別所得税の 予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和6年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第2期分」の金額が納税する額です。

なお、特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされており、第2期分の金額から定額減税額に相当する金額（予定納税特別控除額）（3万円）を差し引いた金額となります。

また、令和5年分の所得税および復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知します。

予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和6年10月31日(木)の現況による令和6年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合などは、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税額の減額申請をする場合は、11月15日(金)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面又はe-Taxでお知らせします。

※「予定納税額の減額申請手続」については、国税庁ホームページをご確認ください

※予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書などの「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書などをe-Taxにより受け取ることができます

予定納税額の納付方法

振替納税

○既に利用されている方

振替日は12月2日(月)です。

振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

※残高不足などで引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります

○これからご利用になる方

初回のみ「振替依頼書」を所轄の税務署または金融機関へご提出ください。

なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。

「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ「振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出について」をご覧ください。

その他のキャッシュレス納付

○納期限（12月2日(月)）までに納付手続を行ってください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

・インターネットバンキングなどを利用した電子納税

・クレジットカード納付 ※クレジットカード納付は決済手数料がかかります

・スマホアプリ納付 ※スマホアプリ納付は納付金額30万円以下に限ります

問合せ先

岩見沢税務署 ☎22・0810

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証の廃止について～

令和6年12月2日より保険証などが廃止されます

令和6年12月2日より保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）並びに限度額適用認定証（この3証を以下「保険証等」という。）が廃止されます。

廃止前後で対応が異なりますので、詳細は下記をご確認ください。

※12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

ただし、12月2日以降は、保険証等の新規発行または紛失に伴う再発行は行えなくなりますのでご注意ください

【12月1日までの対応】

- 75歳になる方や障がい認定で加入される方は保険証が交付されます
- 保険証等を紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係へお申し出ください

【12月2日からの対応】

- 12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません

下記、①または②の対応となります。

- ①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、またはマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です

- 限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点については次のページをご覧ください

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください

保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を医療機関で利用すると

- ・マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられます
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果などを提供できるため、より適切な医療を受けられます
- ・引越などで負担割合に変更が発生しても、保険証や資格確認書のように差し替えの必要がなく、ほぼタイムラグなく最新の資格情報で医療機関を受診できます

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です。

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する



→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機等から申請できます

②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う（※）

→医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です
（※）利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます

限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

保険証廃止と合わせて、限度額適用認定証と減額認定証も廃止になります。これに伴う変更は以下のとおりです。

①12月2日以降、新しい限度額適用認定証と減額認定証は発行されなくなります

※12月1日時点でお手元にある証については有効期限（令和7年7月31日）までは利用可能です

②マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分（現役Ⅰ～Ⅲ・一般Ⅰ又はⅡ・区分ⅠまたはⅡ）はマイナポータルにて確認してください

③「資格確認書」をお持ちの方は、住民課戸籍保険係に申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です

【資格確認書とは】

12月2日以降は保険証が廃止になりますので、原則マイナ保険証で医療機関を受診する事になります。

ただし、マイナンバーカードを保険証利用するための登録をしていない方やマイナンバーカード自体をお持ちでない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認証」を交付いたします。

この「資格確認証」で引き続き、医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失などをした場合にも、申請により「資格確認証」を交付いたします）



特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）の方に交付される「特定疾病療養受療証」については、12月2日以降も継続して交付します。



問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323 Eメール :juumin.madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601